

令和6年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日時 令和6年10月9日（水） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時49分

場所 第9委員会室

出席委員 小川直志委員長

深谷顕史副委員長

須賀昭夫委員、尾花瑛仁委員、横川雅也委員、永瀬秀樹委員、岡地優委員、
高橋政雄委員、小森克己委員、松坂喜浩委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

吉澤隆県土整備部長、武澤安彦県土整備部副部長、小島茂県土整備部副部長、
加来卓三県土整備政策課長、坂田竜也県土整備政策課政策幹、
木村暢宏建設管理課長、赤沼知真用地課長、飯塚雅彦道路街路課長、
吉岡一成道路環境課長、中須賀淳参事兼河川砂防課長、田島清志河川環境課長

関口圭市収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

伊田恒弘都市整備部長、内田浩明都市整備部副部長、
若林昌善都市整備部副部長、齊藤浩信都市整備政策課長、
石川修都市計画課長、小野寺貴郎市街地整備課長、武田敦弘産業基盤対策幹、
遠井文大公園スタジアム課長、金澤圭竹建築安全課長、山田暁子住宅課長、
浅賀祐一郎営繕課副課長、小久保賢一設備課長

北田健夫下水道事業管理者、吉田薫下水道局長、豊野和美下水道管理課長、
水橋正典下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結 果
第83号	令和6年度埼玉県一般会計補正予算（第1号） のうち県土整備部関係	原案可決
第89号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

埼玉県震災都市復興の手引きについて

報告事項（都市整備部及び下水道局関係）

1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域案の公表と施行条例の制定に

ついて

- 2 埼玉県県民健康福祉村の都市公園への変更について
- 3 下水道局経営マネジメント目標で定めた投資目標の改定について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

須賀委員

- 1 道路事業と河川事業における補正予算の増額の要因とその効果について伺う。
- 2 道路事業と比べて河川事業の繰越明許費が大きい理由をお聞かせいただきたい。

道路街路課長

- 1 まず要因についてであるが、今回補正をお願いしているものについては、国からの補助事業の内示に基づき増額となったものとなるが、私の方からは、道路事業の増額となった要因についてお答えさせていただく。主に、重要物流道路への道路改築事業や通学路緊急対策事業、また無電柱化事業など、更には国土強靱化に資する道路整備など、国の重点配分方針に位置付けられた事業に対して、当初予算以上に配分していただいたことによるものである。

次に、補正予算による効果ということであるが、今回、道路事業では、主に令和7年度以降に実施予定であった工事などを前倒しして実施して、事業の進捗を図ることとしている。具体的な事例としては、小川町の都市計画道路環状1号線において、道路改良工事を行う予定である。これにより、事業区間延長1,340メートルの完成時期を、令和8年度から令和7年度中に前倒しすることができ、事業の進捗が図られることとなる。

参事兼河川砂防課長

- 1 河川事業における増額となった要因については、近年の水災害の頻発を踏まえて、例えば、社会資本整備総合交付金を活用し、新方川の橋梁架換え事業や、芝川の芝川第一調節池整備事業を進めているところである。こういったような事業に充当できる社会資本整備総合交付金が、当初予算以上に配分されたことによるものである。

補正予算による効果であるが、河川事業においても、先ほど説明あった道路事業と同様に、令和7年度以降に実施予定であった工事などを前倒しで実施することが可能となり、事業の進捗が図られるようになる。具体的な事例としては、さいたま市の芝川第一調節池の整備においては、令和7年度に着手予定であった、地盤改良工の一部を令和6年度に前倒しをして発注することが可能となる。

- 2 河川事業の繰越明許費の要因については、河川改修に伴う排水樋門のポンプ設備工事において、これが全国的な半導体の不足やケーブルの入手難により、不測の日数を要したこと、また、このほかにも、河川事業の一般的な話になるが、6月から10月までが洪水のおそれがあるということで、川の中での本格的な工事というのが実施できないため、施工時期の制限がどうしてもかかってしまう。こういったことから、適切な工期を確保するために、このタイミングで年度をまたいだ工期設定が必要なものについて、繰越明許費の設定をお願いするものになる。

なお、この早期の繰越明許費を設定することにより、適正な工期での発注が行うことができるとともに、受注者においても、長時間労働の是正とか、週休2日などの働き方を考慮した施工が可能になっていくものと考えている。

今後も適正な予算執行に努めるとともに、適正な工期とできるよう、この繰越制度を必要に応じて活用させていただきたいと考えている。

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

須賀委員

- 1 大体想像はできるが、確認の意味で、まず、どのような背景で国や都道府県などの建築物の審査・検査等を、民間機関で行うことができるようになったのか。
- 2 民間でできるようになったことで本県にはどのような影響があると考えられるのか。

建築安全課長

- 1 国、都道府県又は建築主事を置く市町村において、建築物の建築等を行う場合には、その計画が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査及び当該工事を完了した場合における検査等は建築主事等が行うこととなっている。この制度を計画通知と称しており、建築基準法第18条に規定がある。令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、兵庫県から国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用が提案された。大規模災害が発生すると、被災地においては建築物の被災状況の確認とか、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地の確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。しかし、大規模災害後に公共施設の再建等の建築需要が生じると計画通知が急増することが想定されるが、特定行政庁に置かれた建築主事がこれに対応しなければならず、行政での迅速な対応が困難となることが見込まれるため、民間の機関で審査・検査等が行えるよう法改正がされたものである。
- 2 平時においては引き続き行政に申請され则认为られるため影響はないが、大規模災害後の公共施設再建等に当たっては、申請先の選択肢が増えることから有益であると考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問】

尾花委員

能登の復興議論が長期化している中で、被災後あらかじめ考えておく事前復興が重要という報道が多くなっている、これを含めてという感じになると思うが、被災した後の地域の立ち上がりに関して、資料に基づき簡単に結構なので、本県の震災都市復興の手引きに関しての概要説明をお願いできるか。

委員長

それでは、執行部から説明願う。

都市整備政策課長

埼玉県震災都市復興の手引きについて、資料に基づき概要を説明する。

お手元の資料を御覧いただきたい。まず、位置付けである。県地域防災計画に、災害復興に関する事項が定められており、手引きは災害復興において、都市整備部が所管、所掌する業務内容を中心にまとめたものである。次に、策定の背景及び概要である。大規模震災が発生した場合、都市復興に向けた取組を直ちに開始していく必要がある。迅速かつ適切に都市復興を進めていくためには、平常時に大規模震災を想定した都市復興への取組を準備していくことが重要となっていく。そこで県及び市町村職員を対象に、都市復興における業務内容について、平時に行うべき事前の取組や発災後の復興に向けた手続などをまとめた手引きを、平成26年2月に策定したところである。左下の図を御覧いただきたい。これは手引きに記載されている都市復興のプロセスである。発災から復興事業の着手までのプロセスが県市町村、地域住民に分かれて記載されており、手引きには、このプロセスに沿って県及び市町村がそれぞれの役割を認識し、円滑な都市復興に向けた取組を直ちに開始できるよう、具体的な手順などについて記載している。右下の枠を御覧いただきたい。こちらは手引きに関連する県の取組である。県では、埼玉県都市事前復興会議の開催や、市街地復興初動期業務図上訓練、復興まちづくりイメージトレーニングなどの訓練を通じて、市町村の知識やノウハウの蓄積、人材の確保・育成を進め、円滑な都市復興に向けた備えを支援している。

尾花委員

- 1 事前復興計画に関しては基本的には市町村が作るものという理解だが、国土交通省が言っているのに対して作成が進んでない状況は全国的にあると思っている。まず一つの質問として、手引き作成以降の市町村へのいろんな復興に関する働き掛けを具体的にどのように行ってきたのかを伺いたいと思う。
- 2 市街地復興初動期業務図上訓練及び復興まちづくりトレーニング、それぞれ取組があると思うが、取組内容と今後の予定というところを伺いたいと思う。
- 3 基本的に、災害対応は、事前の想定外をいかに少なくするかが重要なんだと思っているのだが、色んなところちょっと話聞いていると最大の問題っていうのが被災後の住民がどう考えるかを事前にちょっと想定しにくいという点だというふうに伺っている。そういう意味でまた先ほど触れたが、この事前復興計画の策定って呼び掛けてるけれど、去年時点で策定してるのが2%の30自治体しかないということらしく、他県でも特に沿岸部とかで、その策定促進をいつまでにというふうに依頼をかけたなら、策定に必要なお金みたいなものを、国の方に申請したら半分しか出なかったみたいな話で、進みがす

ごく悪い状況があるというふうに伺っている。これいろんな背景があると思うのだが、いづれにしても、聞きたいのはその策定が進んでない状況のデメリットみたいなものをカバーする方法として、多分この手引きとか各取組は機能しているのだと思うのだが、具体的に県としては市町村に対してどういう支援が必要だという認識で今いるのか。

都市整備政策課長

- 1 県では、大規模地震の復興に備えて、都市復興の考え方や復興計画作成までの手続などをまとめたものとして、先ほど説明した埼玉県震災都市復興の手引きを作成した。手引きにおいて、発災後の取組編として被災状況の把握・分析から復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点について整理するとともに、事前の取組編として、図上訓練や住民との合意形成を円滑に実施するための復興イメージトレーニングについて訓練していくことで、今後も市町村の知識やノウハウの蓄積、人材の確保・育成を進め、円滑な都市復興に向けた備えを支援していくことで、市町村事前準備を支援をこれまで実施してきたところである。
- 3 市町村の計画策定が進まない状況について、県のスタンスというか、どう考えるということであるけれども、現在の県内市町村の事前復興まちづくり計画策定は、0件ということになっており、全国的にも少数ということである。策定が進まない事情としては、国のアンケート結果によると、担当する人員に余裕が少ないことや、庁内で検討可能な専門的知識や情報が乏しいこと、また検討を支援してもらう外部のコンサルタントへの委託費用の確保などが困難であることが要因であるというふうに言われているところである。

県の事前の計画策定に向けた支援としては、国が事前復興まちづくり計画策定のためのガイドラインを策定しており、このガイドラインにおいて、計画の内容を全て記載して新たに策定する単独型と、既存の計画に復興まちづくりの計画内容を全て記載する方法や既存計画に一部を記載し、体制や手順等に関する手引きを別途作成する盛込み型が示されている。単独で作る場合と既存計画に盛り込む場合、2種類が、提示されているところであるが、本県が作成している埼玉県震災都市復興の手引きは、事前復興まちづくり計画の記載内容である手順等に関する部分が記載しているところである。そのため、単独型、盛込み型どちらの復興計画にも活用できる手引きであり、市町村の人的・金銭的負担を、一部軽減することができるというふうに考えているところである。

県としては、国のガイドラインと、県の手引きについて、毎年実施している埼玉県都市事前復興会議などの場を活用して、市町村に周知することで、単独型や盛込み型など市町村ごとの状況や判断に応じた計画が策定するよう支援をしていきたいというふうに考えているところである。

市街地整備課長

- 2 市街地復興初動期業務図上訓練の内容と今後の予定についてお答えする。

まず初めに、資料の左下の復興のプロセスについて少し補足させていただくと、大規模な震災などから、都市計画制度を活用して復興を行う場合、この事業に着手するまでの間、不良街区の形成を抑えるために、初めに84条による、最大2か月の建築制限を行い、その後に被災市街地復興推進地域都市計画であるが、これは最大2年間の建築制限等が行われるので、その間に、復興事業として、例えば土地区画整理事業等の着手を目指す、そういった流れである。

この訓練においては、こういったプロセスを学び、被災後直ちに被害状況の把握や、

復興事業の必要性などの判断を養うために行っている。具体的には、県が特定の市町村のモデル地区の選定を行い、被災状況想定図やシナリオを作成し、市町村はこれを基に建築物の面的な被害状況を把握するという訓練を行っているところである。この訓練からは、被害状況から現地調査を行う区域の優先順位の検討とか、また、限られた期間で、また、人材で、どのように調査ができるのか、こういった検証も行ってもらっている。県はコーディネート役を行い、市町村職員は5人のグループに分かれて論議をし、その結果を発表していただいて、共有することで理解を深めているところである。今後の予定であるが、このような訓練、おおむね8割の方には、役に立った、参考になったと意見を頂いている。一方で2割ぐらいの方については、もう少し実践的な訓練もよいとか、防災担当と合同が良いとか、そういった意見も頂いている。平成25年度以来実施しているが、今後についてはこういった意見に対応し、改善を重ねながら、実効性の高い訓練としていきたいというふうに考えている。昨年度はオンライン開催も試みたが、ちょっと不慣れな面もあり、議論が活発にならなかった。今年度は対面方式で、春日部市をモデル地区として行う予定であるが、街並みをよりリアルに体感できるよう、3D都市モデルの活用なんかも検討に入れて訓練を実施していく予定である。

都市計画課長

2 復興まちづくりイメージトレーニングの内容と今後の予定について答える。

まず、内容であるが、開催ごとにある市町村のある地区をモデル地区として選定し、市町村職員に参加を募り、ワークショップ形式で3部構成で分けて実施している。3部構成の中の1部であるが、被災者の立場から生活再建シナリオを検討、2部であるが、行政の立場からまちの将来を見据えた市街地復興シナリオを検討、3番目であるが、1部2部で検討した生活再建シナリオと市街地復興シナリオを突き合わせて、整合性を検証し、課題を議論するという内容になっている。次に、今後の予定であるが、まず、これまでに平成22年度以降、17の市町村でモデル地区を設定し実施している。これまで250の市町と、445名の職員に参加いただいているところである。今後の今年度であるが、入間市をモデル地区に選定し、実施する予定としている。今後も市町村と連携協力しながら、この取組を継続していきたいと考えている。

尾花委員

最後のところだけ再質問なのだが、例えばまだ多分、市町村とのやり取りとかなんていうのか意見というのを頂く機会というのも、十分ではないというのは変だが、全て聞いているわけではないと思う。やはり、埼玉県特有の復興の特性みたいなものが、もしつかめていれば、少し抽象的であるが、お答えいただきたい。例えば、建築物の再建要請みたいなものが、恐らく都市部が多いので、他の都道府県よりも速い強いということがあるのかなと思う。例えば、被災状況の判定とかに関しても、ある程度高速に対応しなきゃいけないのではないかと、そういうこともちょっと思ったりはするのだが、その部分は別としても何か特徴が、もしほかのことも含めて、今の段階でつかめていればそこだけを伺いたいと思う。

都市整備政策課長

埼玉県の復興の特徴としては、先ほど話が少しあったが、沿岸部については、津波の被害ということで、高台移転等の復興のまちづくりについてが結構大きな部分を占めると思うが、埼玉県については、そういった津波等の影響はないということもあり、外部への移

転は少ないという形で考えているところであり、都市復興の方が中心になろうかなというふうに思っておるところである。

市街地整備課長

少し補足する。この都市復興のプロセスについては、発災後、直ちに建築規制を行うとか、2か月後には被災市街地復興推進地域の都市計画決定を打つとか、これは大変ハードなスケジュールである。この面については、阪神淡路大震災がこのスケジュールで進めており、それは、火災の被害が大きいところ、そういうところについては埼玉県でも学ぶところがあるのではなかろうかというふうに思う。一方で、東日本大震災のときは、津波でかなりごみも市街地の方にたまっていた。そういう状態であれば、この84条による、建築規制を行わなくても、実情的には何も影響がなく、建築が抑えられて、いきなり被災市街地復興推進地域の都市計画決定をまず注力するという方法もあるかと思う。このスケジュールは阪神淡路大震災がやったスケジュールを基にしているが、被災状況によっては、柔軟に考えていく、考えていかなければいけないと、このように考えている。